



固定資産税が 3年間ゼロになります

設備導入**前**の
認定が必要です!



老朽化した作業車に替えて
性能の良い新型
(1,000万円)を導入

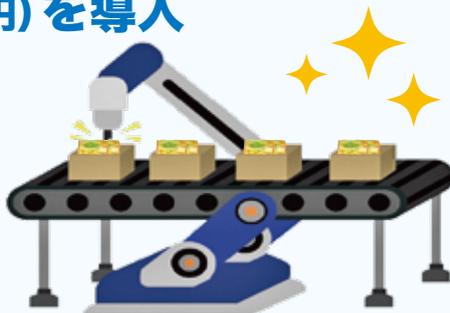


フォークリフト (耐用年数: 4年)

	固定資産税額
1年目	113,000円
2年目	63,600円
3年目	35,700円
4年目	20,100円
⋮	⋮

212,300円 免除

食料品製造の工程を自動化する
機械設備 (2,000万円) を導入



食料品製造業用設備 (耐用年数: 10年)

	固定資産税額
1年目	260,100円
2年目	206,500円
3年目	163,900円
4年目	130,200円
⋮	⋮

630,500円 免除

対象となる先端設備等とは

- ① 中小企業・小規模事業者が
- ② **令和5年3月末まで**に南砺市内の事業所等に導入する
- ③ 労働生産性の向上 (年平均3%以上) に必要な生産、販売活動等の用に供する
- ④ 一定の要件を満たす
 - ・ **機械装置、工具、器具備品、建物附属設備**
 - ・ **事業用家屋 (新築)、構築物**

償却資産の例

製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
建設業	パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両、大型特殊自動車等
料理飲食店業	厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
理容・美容業	理容・美容いす、洗面設備、消毒殺菌器機械、サインポール等
医(歯)業	医療機器 (レントゲン装置、手術機器、歯科医療ユニット等) 等
ホテル・旅館業	客室設備 (ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備等
農林漁業	農業用設備 (収穫調製用機具等)、林業用設備 (造林・伐木・搬出設備、ブルドーザー等)、漁業用設備、水産養殖業用設備等

※市外事業者 (市内に事業所を有する場合は除く) が導入する設備は対象外となっております。

支援措置を受けるまでの流れと要件

- ①先端設備等導入計画を作成し、認定経営革新等支援機関の事前確認を受ける。
- ②市に先端設備等導入計画の認定を申請する。

※国のホームページに「先端設備等導入計画の策定の手引き」等が掲載されています。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

※令和3年6月16日の法改正により、申請様式等が変更となりましたのでご注意ください。

南砺市の先端設備等導入計画 主な認定要件

- ・中小企業等経営強化法による中小企業・小規模事業者であること
- ・南砺市の「導入促進基本計画」に沿っていること
- ・労働生産性が年平均3%以上向上
- ・計画期間：3年間、4年間、5年間

【中小企業者等の要件】

業 種 分 類	次のいずれかを満たすもの	
	資本金	常時使用する従業員
製造業その他*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

*「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」以外の業種が該当する

支 援 措 置

1 固定資産税の特例

次の要件を満たす先端設備等の固定資産税が、取得から3年間ゼロになります。

対象者	資本金1億円以下または従業員1,000人以下の法人・個人のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者（大企業の子会社を除く）																		
対象設備	<p>①生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備</p> <table border="1"><thead><tr><th>減価償却資産の種類</th><th>最低取得価額</th><th>販売開始時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>機 械 装 置</td><td>160万円以上</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>工 具</td><td>30万円以上</td><td>5年以内</td></tr><tr><td>器 具 備 品</td><td>30万円以上</td><td>6年以内</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>60万円以上</td><td>14年以内</td></tr><tr><td>構 築 物</td><td>120万円以上</td><td>14年以内</td></tr></tbody></table> <p>②①の設備（取得価額の合計が300万円以上）を設置する新築の事業用家屋（最低取得価額120万円以上）</p>	減価償却資産の種類	最低取得価額	販売開始時期	機 械 装 置	160万円以上	10年以内	工 具	30万円以上	5年以内	器 具 備 品	30万円以上	6年以内	建物附属設備	60万円以上	14年以内	構 築 物	120万円以上	14年以内
減価償却資産の種類	最低取得価額	販売開始時期																	
機 械 装 置	160万円以上	10年以内																	
工 具	30万円以上	5年以内																	
器 具 備 品	30万円以上	6年以内																	
建物附属設備	60万円以上	14年以内																	
構 築 物	120万円以上	14年以内																	
その他要件	<ul style="list-style-type: none">・制度の要件に該当することを証する次の書類があること①建物以外：工業会等による証明書の写し②建 物：建築確認済証（新築であることの確認） 家屋の見取図（当該家屋内に先端設備等を設置することの確認） 先端設備の購入契約書（300万円以上であることの確認）・生産・販売活動等の用に直接供されるものであること・中古資産でないこと・令和5年3月末までに導入するものであること 																		

2 金融支援

民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けることができます。

詳細は、問合窓口である富山県信用保証協会または関係機関にお問合せください。